

平成 24 年度の 保険料等について

◆7月に保険料額をお知らせします

平成 24 年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

<保険料の計算方法>

均 等 割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所 得 割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成 23 年中の所得 - 33 万円) × 10.61%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
-------------------------------	---	---	---	---------------------------

- 年間の保険料限度額は 55 万円が上限です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、
「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
口座振替を希望される人は保健福祉課保険給付係にお問い合わせください。

※保険料のお支払いが困難な場合は保健福祉課保険給付係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、
保険料のお支払いが困難な人については、保険料の減免を受けられる場合があります。



◆ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方をご希望される人は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な人は保健福祉課保険給付係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。



問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060 - 0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎011 - 290 - 5601

保健福祉課保険給付係
☎84 - 2023

子ども手当にかわって 児童手当が支給されます

平成 24 年 4 月 1 日から【子ども手当】にかわり【児童手当】が支給されます。制度の内容、申請手続きについては次のとおりです。

■支給対象

- ・中学校修了前までの児童を養育している人
- ・平成 24 年 5 月分（平成 24 年 6 月支給分）までは所得制限がありませんが、平成 24 年 6 月分以降（平成 24 年 10 月以降支給分）については所得制限が適用されます。

■支給月額

○所得制限以下の受給者

- ・0～3歳未満（一律） 15,000円
- ・3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円
- ・3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円
- ・中学生（一律） 10,000円

※ 所得制限の適用がない平成 24 年 5 月分までは上記支給内容と同様になります。

○所得制限を超えた受給者

- ・0歳～中学生まで（一律） 5,000円

■所得制限

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,021,000円
5人	8,120,000円	10,421,000円

■支給時期

- ・2～5月分が6月に、6～9月分が10月に、10～1月分が2月に支給されます。

※平成 24 年 6 月支給分については、平成 24 年 2～3月分の子ども手当、平成 24 年 4～5月分の児童手当を合算して支給します。

■申請手続き

- ・平成 24 年 6 月からの児童手当を受給するには、**現況届を提出していただく必要があります**ので、役場庁舎別館保健福祉課社会福祉係（公務員の場合は勤務先）に「現況届」を提出してください。用紙については、現時点で受給資格がある人に対し、6月上旬に個別に送付します。

■持参していただくもの

- ・郵送された「現況届」および「同意書」
- ・印鑑
- ・請求者および子どもの保険者証
- ・請求者の振込口座がわかるもの

■申請期限

- ・平成 24 年 6 月 29 日（金）まで

問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係

